

伊仙町日常生活用具及びその対象者一覧

○伊仙町日常生活用具給付事業実施規則

平成18年9月29日規則第13号

別表（第3条関係）

区分	種目	障害及び程度	性能	基準額	耐用年数
給付	視覚障害者用 ポータブルレ コーダー	視覚障害2級以上	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円	6年
	視覚障害者用 活字文書読み 上げ装置	視覚障害2級以上	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	99,800円	6年
	盲人用時計	視覚障害2級以上。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする	視覚障害者が容易に使用し得るもの	触読式 10,300円 音声式 13,300円	10年
	点字タイプライター	視覚障害2級以上（本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	63,100円	5年
	点字器	視覚障害2級以上	障害者が容易に使用し得るもの	10,400円	5年
	電磁調理器	療育手帳A及び視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	知的障害者及び視覚障害者が容易に使用し得るもの	41,000円	6年
	盲人用体温計 （音声式）	視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	18,000円	5年
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者	点字により作成された図書	点字図書価格	ナシ
	盲人用体重計	視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	18,000円	5年
視覚障害者用 拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文	198,000円	8年	

		字等) をモニターに映し出せるもの		
歩行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚障害 2 級以上	視覚障害者 (児) が容易に使用し得るもの	7,000円	10年
点字ディスプレ イ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者 (原則として視覚障害 2 級以上かつ聴覚障害 2 級) の身体障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を文字等によりしめすことのできるもの	383,500円	6年
聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚障害 2 級 (聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400円	10年
聴覚障害者用 通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	一般の電話に接続することができ、音声のかわりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの	71,000円	5年
聴覚障害者用 情報受信装置	聴覚障害者のうち、必要とみとめられるもの	障害者 (児) が容易に使用し得るもの	88,900円	6年
人工喉頭	喉頭摘出者	障害者が容易に使用し得るもの	70,100円	4年
便器	下肢又は体幹機能障害 2 級以上。常時介護が必要な難病患者等	障害者が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	4,450円 手すり付 9,850円	8年
特殊便器	上肢障害 2 級以上又は自ら排便後の処理が困難な知的障害者 (児)	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円	8年
特殊マット	下肢又は体幹機能障害 1 級 (常時介護を要する者に限る。)	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円	5年
特殊寝台 (訓練 用ベット)	下肢又は体幹機能障害 2 級以上	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
情報・通信支援 用具	上肢機能障害 2 級以上又は視覚障害 2 級以上	障害者が容易に使用し得るもの	100,000円	6年
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害 1 級 (常時介護を要する者)	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は	67,000円	5年

	に限る。)	介護者が容易に使用し得るもの		
頭部保護帽	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害2級以上 重度の知的・精神障がい者で、てんかんの発作等 により頻繁に転倒する者	転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの	12,160円	3年
T字状・棒状の つえ	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害2級以上	十分な強度を有するもの	3,000円	3年
入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上(入浴に当たって、 家族等他人の介助を要する者に限る。)	障害者(児)を担架に乗せたままリフト装置 により入浴させるもの	82,400円	5年
体位変換機	下肢又は体幹機能障害2級以上(下着交換等に当 たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	介助者が障害者(児)の体位を変換させるの に容易に使用し得るもの	15,000円	5年
携帯用会話補 助装置	音声言語機能障害者又は肢体不自由者(児)であ って、発声・発語に著しい障害を有する者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する 機能を有し、障害者(児)が容易に使用し得 るもの	98,800円	5年
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者。入浴に介助を必要とす る難病患者等	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等 を補助でき、障害者(児)又は介助者が容易 に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住 宅改修を伴うものを除く。	90,000円	8年
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	介護者が重度身体障害者を移動させるにあた って、容易に使用し得るもの。ただし、天井 走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4年
歩行支援用具 (手すり・スロ ープ等)	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障害を有 し、家庭内の移動等において介助を必要とする者	おおむね次のような性能を有する手すり、ス ロープ等であること。 ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえた ものであって、必要な強度と安定性を有する もの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗 動作の補助、段差解消等の用具とする。 (ただし、設置に当たり住宅改修を伴うもの を除く。)	60,000円	8年

居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であって障害等級3級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者）	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	100,000円	ナシ
透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行なう者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円	5年
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの	17,000円	10年
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者（児）であって、必要と認められる者	障害者（児）が容易に使用し得るもの	36,000円	5年
火災警報器	障害等級2級以上又は知的障害者（児）であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を發し野外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500円	8年
自動消火器	障害等級2級以上又は知的障害者（児）であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴出し、初期火災を消火し得るもの	28,700円	8年
電動式たん吸引機	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者（児）であって、必要と認められる者	障害者（児）が容易に使用し得るもの	56,400円	5年
情報・通信支援用具	視覚障害2級以上であってアプリケーションソフトを使用しなければパソコンの操作が困難な者	画面の音声化や拡大ソフトなど、視覚障害者が容易に使用し得るもの	100,000円	5年
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸器機能障害若しくは心臓機能障害又は同程度の身体障害者であって、主治医の意見書により必要と認められる者。その他人口呼吸器の装着が必要な難病患者等	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者（児）及び難病患者等が容易に使用し得るもの	157,500円	6年
視覚者障害用情報通信装置	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの	100,000円	6年
たん吸入・吸引両用器	呼吸機能障害3級以上又は同程度の身体障害者（児）であって、必要と認められる者	身体障害者（児）が容易に使用し得るもの	72,450円	5年

貸与	福祉電話	難聴者又は外出困難な身体障害者（原則として2級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	障害者が容易に使用し得るもの		
	ファックス	聴覚又は、音声・言語機能障害3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者（電話（難聴者用電話を含む。）によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	障害者が容易に使用し得るもの		
共同利用	視覚障害者用ワードプロセッサ	視覚障害者	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に文字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの		
排泄管理支援用具	ストーマ装具（ストーマ用品、洗腸用具） 紙おむつ等（紙おむつ、サラシ、ガーゼ等衛生用品） 収尿器	ストーマ造設 高度の排便機能障害、脳原生運動機能障害かつ意思表示困難 高度の排尿機能障害	障害者が容易に使用し得るもの	蓄便袋 月額 8,600円 蓄尿袋 月額 11,300円 紙おむつ （紙おむつ、洗腸用具、サ ラシ・ガーゼ等衛生用品） 月額 12,000円 収尿器 男性用 7,700円	